愛知工業大学ホームページ開設のガイドライン

(趣旨)

1　本ガイドラインは、愛知工業大学（以下本学という）におけるホームページの開設と運用・管理の基準を示す。

(ホームページの構造)

2　本学のホームページは以下のページで構成される。

（1）トップページ

（2）ホームページ室が開設するトップページ以外のページ

（3）各部署が開設するページ

（4）クラブ・同好会等が開設するページ

（5）後援団体等が開設するページ

（6）教職員・学生個人が開設するページ

(責任の範囲)

3　ホームページに記載された内容についての責任の範囲は、次のとおりとする。

（1）業務に係るページ（2の（1）（2）（3））については担当部署の長が責を負う。

（2）クラブ、同好会等が開設するページについては各顧問の教職員が責を負う。

（3）後援団体等が開設するページについてはその団体のホームページ責任者が責を負う。

（4）教職員・学生個人が開設するページについては本人が責を負う。

(遵守事項)

4　ホームページの作成に当たっては、人権の尊重と法令の遵守および社会通念から外れないことを基本姿勢とし、次の各項を遵守する。

（1） 著作物の引用、その他の際に著作権の侵害をしない。

（2） 個人の営利目的またはそれに準ずる目的で使用しない。

（3） 政治的活動、宗教的活動をしない。

（4） 個人のプライバシーを守る。住所、写真等の個人情報は本人の許可無く公開しない。

（5） 他人を誹謗中傷しない。

（6） 性的表現、暴力的表現、差別的表現を禁止する。

（7） 内容によっては学内からのみ参照可能とするなどの適切な処置をとる。

(留意事項)

5　ホームページの作成に当たっては、次の各項に留意することが望ましい。

（1）ホームページの内容を新鮮に保つことに留意し、各ページには更新日を明記する。

（2）作成者名または責任者名とその連絡先を明記するとともに、著作権に係る適切な表示をする。

（3）訪問者が迷うことなく楽に、さらに快く見ることができるホームページにする。

（4）１ページあたりのデータサイズに注意し、いたずらに画像を使用しない。

（公開手続）

6　ホームページ（２の（３）（４）（５）（６））を本学のホームページ（２の（１）（２））に接続し、公開しようとする者は、次に定めるいずれかの手順によりホームページ室に申請する。

（１）　各部署･後援団体等･教職員個人のホームページを本学のホームページに接続する場合は、ホームページ開設者がホームページ接続依頼書（様式１）をホームページ室に提出する。

（２）　クラブ･同好会等のホームページを本学のホームページに接続する場合は、顧問の教職員がホームページ接続依頼書（様式１）をホームページ室に提出する。（注１）

（３）　学生個人のホームページは原則として本学のホームページに接続しない。

（４）　学会の開催案内等、公の行事に関するホームページは、ホームページ室で取り扱い、管理･運営は担当者と協議の上、適宜、定める。

（５）　本学内のWWWサーバ（学科・研究室・クラブ等で立ち上げたもの）を学外に公開する場合は、WWWサーバ公開依頼書（様式２）を計算センターに提出し許可された後に、ホームページ接続依頼書（様式１）をホームページ室に提出する。

注１

クラブ・同好会等のホームページを本学のホームページに接続する場合は、顧問の教職員が計算センターのワークステーション利用申請を行い、ワークステーション上に開設したページのアドレスでホームページ接続依頼書（様式１）をホームページ室に提出する（学生個人のＩＤで開設したページは接続しない)。または、個々のクラブ等で独自のWWWサーバを運営している場合は、WWWサーバ公開依頼書（様式２）を計算センターに提出し許可された後に、ホームページ接続依頼書（様式１）をホームページ室に提出する。

（ホームページ間のリンク）

7　ホームページ（２の（３）（４）（５）（６））の一つから他のホームページへリンクすることもできるが、リンク先の情報も含めてすべてリンク元のホームページ開設者の責任とする。遵守事項に違反するようなページにはリンクしない。

（公開の停止）

8　ホームページ室は、ホームページが上記遵守事項に反していると判断した場合は、ホームページの公開を停止することができる。

付記

一般ホームページの現状が流動的であることに鑑み、本ガイドラインは暫定的に運用するものとし、平成 14 年　月　日から施行する。